

第3回守谷市立黒内小学校通学区域地域検討部会

会議次第

日 時：令和8年2月5日（木）

午後6時00分から

場 所：守谷市役所 ミーティングルーム

1 開 会

2 協議事項

令和7年度通学区域審議会への報告内容について

3 その他

4 閉 会

守谷市通学区域審議会（R5～6年度）

守谷市の小・中学校通学区域の適正化を期するため、守谷市教育委員会の重点施策や専門的事項に関して諮問された（意見を求められた）内容に対し、専門的・中立的な立場で調査・審議し、その結果を答申（意見）する。

一次答申(R5.8.28)

- ・ 就学校変更基準の見直し①
- ・ 一部通学区域の変更①

二次答申(R6.3.7)

- ・ 就学校変更基準の継続運用①
- ・ 特定地域選択制度の導入①
- ・ **通学区域変更の継続協議①**

黒内小学校通学区域の変更については、通学路の安全性や通学時間、地域性を十分に考慮しながら、引き続き適正規模を目指して地域と協議する

三次答申(R7.3.21)

- ・ 適正配置基本方針の決定②
- ・ 児童生徒推計の継続②
- ・ 特定地域選択制度の適切な推進①
- ・ **部会設置による適正化方策の検討①** 等

黒内小学校が依然、本答申において定めた、適正配置を検討すべき基準であることを重く受け止め、本審議会のもとに設置される部会を早急に立ち上げ、これまでの答申に基づいた適正化方策を検討・実施していくこと

守谷市教育委員会

諮問(R5.5.29)

- ・ 過大規模校となっている黒内小学校の対応①
- ・ 小学校及び中学校の適正配置②

答申期限

①の令和6年度に実施可能な対応 R.5.10.31まで

①の令和7年度以降実施可能な対応 R7.3.31まで

②の対応 R7.3.31まで

設置

守谷市立黒内小学校 通学区域地域検討部会

黒内小学校を適正規模に近づけるための方策について、地域における課題等を踏まえた協議を行い、その結果を守谷市教育委員会及び守谷市通学区域審議会に報告する。

協議内容

黒内小学校の通学区域の変更に関すること

- ・ 通学区域変更の継続協議

黒内小学校の適正化方策に関すること

- ・ 学校選択制度の追加導入の検討
- ・ 既存の適正化方策の評価・検討
- ・ 就学校変更基準の要件変更 等

黒内小学校の通学路の安全確保に関すること その他守谷市教育委員会が必要と認めること

	令和5年度 通学区域審議会	令和6年度 通学区域審議会	黒内小学校部会での 協議対象
松並青葉地区	スクールバス導入による 通学区域変更	スクールバス導入による 特定地域選択制度	-
ひがし野一丁目	見送り	議論なし	○
ひがし野四丁目	見送り	議論なし	○
土塔本町	見送り	議論なし	○
土塔新山	見送り	議論なし	○
中央4丁目 共同住宅	守谷小学校区へ 通学区域変更	-	-
新守谷駅周辺土地 画整理事業予定地	御所ヶ丘小学校区へ 通学区域変更	-	-
大原地区	令和6年度に協議	御所ヶ丘小学校区へ 通学区域変更	-
レクセルプラザ守谷	令和6年度に協議	守谷小学校区へ 通学区域変更	-
さつき台地区	令和6年度に協議	松ヶ丘小学校区へ 通学区域変更	-
原本町地区	令和6年度に協議	継続協議	○

令和6年3月7日

守谷市教育委員会 御中

守谷市通学区域審議会
会長 藤井 穂高



守谷市立小学校及び中学校の通学区域について(答申)

令和5年5月29日付け守教委発第157号で諮問のあった標記の件のうち、令和7年3月末までに答申を求められた「令和7年度以降実施可能な対応」について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

過大規模校となっている黒内小学校の対応（令和7年度以降実施可能な対応）について

2 諮問理由

守谷駅周辺の宅地開発に伴い、黒内小学校が過大規模化しており、適正規模とするための対応が必要となっているため。

3 答申

黒内小学校の通学区域について、過大規模校から保有教室数に余裕のある学校への就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制の一部導入のほか、通学区域の変更についても引き続き検討していくことが妥当と考える。

(1) 対応内容

① 保有教室数に余裕のある学校への就学校変更基準の運用継続

令和6年4月から適用される、黒内小学校通学区域内に居住、又は居住予定の児童は、保護者の希望に応じて保有教室数に余裕がある他の学校へ就学することができる就学校変更基準の運用を継続

する。

② 特定地域選択制度の導入

黒内小学校通学区域の内、松並青葉地区（一丁目～四丁目）に居住、または居住予定の児童は、黒内小学校のほか、保有教室数に大きく余裕のある御所ヶ丘小学校又は郷州小学校への就学を選択することができる特定地域選択制度を導入する。

③ 通学区域の変更

黒内小学校通学区域の変更については、通学路の安全性や通学時間、地域性などを十分に考慮しながら、引き続き適正規模を目指して地域と協議する。

(2) 実施時期

(1) ②については、令和7年4月からの開始とする。

(3) 適用期間

(1) ①②については、黒内小学校児童数が800人台となった場合、又は市内小中学校の適正規模維持の観点から見直しが必要となった場合、運用継続の是非について検討すること。

4 付帯意見

(1) 就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制度の導入に際しての配慮

令和7年度の黒内小学校入学予定児童及び保護者のほか、市民全体に対して、過大規模校の現状について十分な周知を行うこと。また、就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制度の導入については、黒内小学校通学区域内に居住、又は居住予定の方及び該当地域関係者に対して、丁寧な説明を行うこと。さらに、就学校変更及び学校選択を行う上で、市内各校の情報は大切な判断根拠となるため、積極的に情報提供を行い、保護者が子どものために適切な選択ができるよう努めること。

また、特定地域選択制度が導入される松並青葉地区に対しては、遠距離通学となることからスクールバスを導入し、児童の安全・安心を確保すること。

併せて、保護者の判断により就学校変更や学校選択を行った児童又は行わなかった児童が、いずれの学校においても心身ともに健やかな学校生活を送れるよう、市及び学校は、スクールソーシャルワーカーなどを起用した支援体制を整備すること。

最後に、就学校変更等を行った場合の中学校への通学路について、生徒の通学が始まる前までに、学校や保護者、道路管理者等と連携して確実に安全確保を図ること。

(2) 通学区域変更の継続審議に対する検討事項

就学校変更基準の運用継続及び特定地域選択制度導入の結果に関わらず、守谷駅周辺地区への人口集中状況を考慮し、適正規模を目指した通学区域の変更について、継続協議を行うこと。その際には、通学路の安全確保や通学時間、地域性を考慮し、地域の理解が得られるよう丁寧に協議を進めていくこと。また、通学区域の変更を行うことになり、実際に児童の通学が開始される際には、交通事情を考慮し、安全確保を第一に考えた通学路を、学校やPTA、地域などと連携を図って事前に検討すること。

(3) 児童推計値に応じた対応策

今回の対応策を実施した場合であっても、黒内小学校の過大規模校化は急激に鈍化せず、令和8年度以降に教室数が不足する可能性がある。市はこれを重く受け止め、児童生徒の適切な教育環境確保に努めること。また、中長期的な小中学校の適正配置の観点から、児童生徒数推計を毎年度行うとともに、適切な対策を市内全体で検討すること。

(4) 全体を通じての意見

今回の対応策検討経過を振り返り、過大規模校の現状や当審議会の審議内容を十分に地域に周知できなかったことは大きな反省点である。今後は審議経過等についてより広く地域に開示し、早い段階から地域意向を聴取すること。

5 審議経過

- (1) 令和5年5月以降、審議会及び学校施設見学会等を経て、全体での質疑と意見交換、学校現場との質疑応答などを行った。教育委員会では、審議会が出された対応策案についての地域との意見交換会、地区アンケート、事前説明会等を開催し、集約した意見等の報告を行った。
- (2) 審議においては、児童の適切な教育環境確保を最優先するとともに、黒内小学校の過大規模校化を解消させるという観点だけではなく、市内の全公立小中学校の適正配置を見据えた中長期的な視点を持って協議することを基本とした。

令和 7年 3月 21日

守谷市教育委員会 御中

守谷市通学区域審議会
会長 藤井 穂高



守谷市立小学校及び中学校の適正配置について（答申）

令和5年5月29日付け守教委発第157号で諮問のありました「守谷市立小学校及び中学校の適正配置」について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問内容

守谷市立小学校及び中学校の適正配置の方針について

2 諮問理由

児童生徒の適切な教育環境を確保するため、市内小中学校を中長期的に適正規模で推移させるための方針を定める。

3 答申

守谷市教育委員会は、本答申を基に守谷市立小中学校適正配置に関する基本方針を決定するとともに、今後、この方針に基づき市内小中学校の適正規模・適正配置を推進していく際、以下の点について十分な配慮を行うこと。

(1) 市内児童生徒数推計の継続

児童生徒数の推計については、今後の地区の傾向や課題を把握するための基礎データとなることを踏まえ、毎年度これを継続実施して市民に公表するとともに、推計手法について十分な精査検証を行い、安定的なデータを取得できるよう努めること。

(2) 適正配置を検討する時期

今回の答申において定めた、適正配置を検討する時期については、

検討開始のための目安であり、社会情勢の変化や施設ごとの収容能力、特別支援学級数推移の傾向等、様々な要因があることを念頭に、柔軟に検討していくこと。

(3) 適正化方策推進の際に配慮すべきこと

学校運営は地域と密接に結びついており、学校と保護者、地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」となることが望まれている。また、発災時には地域住民が災害から逃れ、一時的に避難生活を送る避難所となることから、学校は地域の拠点施設であると言える。

このため、適正化方策を検討・実施する際には、児童生徒の心身の負担軽減、保護者の不安解消のほか、地域コミュニティ活動や防災面などへの影響も考慮して進めていくこと。

また、新たな通学路を設定する必要がある場合は、学校や保護者、道路管理者等と連携して確実に安全確保を図るとともに、遠距離通学となる場合は、スクールバスや公共交通機関の利用など、通学時の負担軽減のための対策を併せて検討していくこと。

(4) 小規模校対策の方針

現在、守谷駅周辺地区の児童生徒数の増加のみに焦点が当てられがちであるが、市全体では年少人口の割合が減少しており、将来的には小中学校ともに小規模校が複数発生する見込みとなっている。このことを踏まえ、市全体で適正配置を考えるという視点から、小規模校対策についても、学校施設長寿命化計画等の関連計画と連携を図りながら、将来の見通しを持って検討していくこと。

(5) 特定地域選択制度の適切な推進

本方針は個別案件に係るものではないが、特定地域選択制度に関する意見が多く寄せられたことを考慮し、黒内小学校適正化方策としての特定地域選択制度を適切かつ円滑に進めていくこと。

併せて、黒内小学校が依然、本答申において定めた、適正配置を検討すべき基準であることを重く受け止め、本審議会のもとに設置される部会を早急に立ち上げ、これまでの答申に基づいた適正化方策を検討・実施していくこと。

(6) 情報の公開

地域の学校の現状や児童生徒数の推移、地域課題に応じた適正配置方針については、児童生徒及びその保護者、未就学児の保護者、地域

住民にとって大きな関心事である。このため、今後は審議会及び部会の審議内容や決定事項、児童生徒数情報などについて、市のホームページや広報紙、PTA、自治会等を通じてより広く地域に開示するとともに、早い段階から地域意向を聴取して理解と協力を得られるように努めること。

4 経緯と付帯意見

本市は、昭和50年代以降、みずき野地区、北守谷地区、南守谷地区、美園地区、つくばエクスプレスの開業を背景とした守谷駅周辺地区と、宅地開発が各地で順次進んできたため、人口は増加傾向が継続する一方、地区毎の児童生徒数に偏りが生じており、市内に過大規模校と小規模校が並立する状況となっている。

このような状況下、令和5年5月に守谷市教育委員会からの諮問を受け、本審議会では、子どもたちのより良い教育環境の確保を第一に考え、慎重に審議を重ねてきた。これまでの11回の会議では、教育委員会から提供を受けた資料を参考とするほか、学校施設見学会や他自治体視察により、様々な規模の学校現場を実際に確認した上で、全体での質疑や意見交換などを行ってきた。

審議においては、子どもたちにとって望ましい教育環境を確保するという視点を第一に考え、個別の学校の適正化方策ではなく、市全体を対象とする、望ましい学校規模や適正配置の検討を開始する基準などを設定した。

今後、この答申を基に適正配置の検討を開始する際には、保護者や地域にお住まいの皆様、学校関係者等の理解と協力を得ながら、子どもたちにとってどのような教育環境を整えるべきかを慎重に検討していただきたい。

5 その他

審議の中で、一部委員から、小学校の適正規模上限となる学級数を国の基準(18学級)より大きくすることについて強く異論が出され、このことにより将来の子ども達の教育環境が損なわれることのないよう、十分配慮してほしいとの意見が出された。